

令和7年第1回（3月）定例町議会

（第4日 3月14日）

令和7年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第4号）

令和7年3月14日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第23号 令和7年度西伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 議案第24号 令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第25号 令和7年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第26号 令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第27号 令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第28号 令和7年度西伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第29号 令和7年度西伊豆町温泉事業会計予算
- 日程第 8 議案第30号 令和6年度 令和6年災 査定第3号 （普）浜川災害復旧工事
変更請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第31号 令和6年度 観光地域づくり整備事業 黄金崎クリスタルパーク
改修工事変更請負契約の締結について
- 日程第10 議案第32号 令和6年度 道路メンテナンス国庫補助事業 汁谷橋長寿命化対
策工事変更請負契約の締結について
- 日程第11 同意第 1号 西伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 発議第 1号 西伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条
例案について
- 日程第13 発議第 2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見
書（案）について
- 日程第14 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	3番	仲田慶枝君
4番	堤豊君	5番	芹澤孝君
6番	高橋敬治君	7番	山田厚司君
8番	西島繁樹君	8番	西島繁樹君
10番	増山勇君	2番	浅賀元希君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	村松圭吾君
まちづくり戦略課長	長島司君	産業振興課長	渡邊貴浩君
窓口税務課長	高橋昌子君	健康福祉課長	鈴木一博君
環境課長	土屋智英君	防災課長	真野隆弘君
企業課長	居山繫君	会計課長	森健君
教育委員会 教務局長	朝倉通彰君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野浩正	書記	堤浩之
--------	------	----	-----

開会 9時30分

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第1、議案第23号、令和7年度西伊豆町一般会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、松田貴宏君。

はい、松田貴宏君。

〔第1常任委員長 松田貴宏君登壇〕

○1番（松田貴宏君） おはようございます。令和7年度西伊豆町一般会計予算案に対する第1常任委員長報告。議案第23号、令和7年度西伊豆町一般会計予算は、3月6日の本会議において第1常任委員会に付託となりました。議会会議規則第71条の規定により、第1・第2常任委員会連合審査会を3月6日、7日に町長、副町長、教育長及び関係課長・局長の出席を求め、審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和7年度西伊豆町一般会計予算案の総額は86億5,000万円となり、前年度比10億3,900万円の増額となりました。増額の主な要因は、木質バイオマス発電施設整備工事や津波避難タワー整備工事（仁科正円）、月の浦井田子線拡幅工事、西豆広域行政組合負担金（旧西豆衛生プラント組合負担金）などです。歳入の構成は、自主財源40億117万1,000円、依存財源46億4,882万9,000円を合わせて86億5,000万円となっています。自主財源40億117万1,000円は、前年度比3億8,477万8,000円の増となります。増加の主な要因は繰入金増によるもので、

18億1,185万5,000円、前年度比2億6,752万円の増です。そのうち、西伊豆町振興基金繰入金
が木質バイオマス発電施設整備事業に充当するため、2億5,000万円の皆増、公共施設等総合
管理基金繰入金がクリーンセンター施設関係工事などに充当するために1億3,423万1,000円
の増となりました。町税は8億964万8,000円と545万円の増です。これは固定資産税4億4,200
万円、前年度比1,150万円の増額、入湯税3,140万円、前年度比139万9,000円の増額となった
ため、個人町民税は2億2,500万円、前年度比275万円の減額、法人町民税が2,415万円、前
年度比195万円の減額となりました。次に依存財源は46、失礼しました。46億4,882万9,000円、
前年度比6億5,422万2,000円の増額です。増加の主な要因は、町債が町道の改修やサンセッ
トコインポイント還元事業などにより過疎対策事業債が増額し、クリーンセンター改修事業
や仁科地内町道整備事業、津波避難タワー整備事業などにより旧合併特例債が増額したため、
5億9,060万円、前年度比2億4,670、失礼しました。2億4,670万円、万の字が抜けてまし
失礼いたしました。円の増額、ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金などの県費
対象事業費の増加により県支出金が5億3,351万6,000円、1億5,659万9,000円の増額、社会
資本整備総合交付金などの後期対象事業費の増加により国庫支出金が7億9,411万3,000円、
1億5,482万3,000円の増額などです。歳出の構成は、義務的経費22億1,525万5,000円、投資
的経費18億221万8,000円、その他経費46億3,252万7,000円となります。義務的経費は前年度
比1億2,398万6,000円の増額で、人件費は地域手当が創設されたことや、給与と賞与が引上
げになったことで12億7,186万5,000円、前年度比7,939万8,000円の増額。扶助費は児童手当
が所得制限の撤廃、高校生年代への支給、第三子以降は3万円と拡充されたことや介護・訓
練等給付費など障害児発達通所支援の利用者の増加などから4億5,001万9,000円、前年度比
6,026万8,000円の増額。公債費は新しい借入れの想定する利率が0.9%から1.2%に上がった
ものの、償還が終了した額よりも新たに償還開始となった額のほうが少なくなったため、4
億9,337万1,000円、前年度比1,568万円の減となりました。投資的経費は、前年度比6億1,349
万6,000円の増額であり、主な要因は木質バイオマス発電整備、失礼しました。木質バイオマ
ス発電設備整備事業などです。その他経費は46億3,252万7,000円で、前年度比3億151万8,000
円の増額です。その主な要因は物件費において、トンネル・橋梁の定期点検、情報システム
標準化移行に伴う委託料の増加したことなどによります。

以上が令和7年度一般会計予算の主要編成です。審査会は連合審査とし、各担当課長・局
長より歳入歳出の説明を受けた後、質疑を行いました。主な質疑は次のとおりです。

- 1 質疑 残土処理場は町内工事以外の残土を受け入れるべきでないと思うが。

- 回答 県と協議をして、単価決定する際に、西伊豆町に運ぶほうが安くなる場合は、受入れすることになっています。基本的に松崎支所管内の工事に限ると県に通知を出しています。
- 2 質疑 ガストロノミーツーリズム事業業務委託はどこに委託するのか。
- 回答 町に来ている事業者が、ガストロノミーツーリズム事業を全国でやっていると聞いているので、そこと相談をしながら進めているところです。
- 3 質疑 成年後見人制度を充実させていく方向か。
- 回答 成年後見人制度を充実させる必要がありますが、成年後見は対象者が亡くなってしまうと手続ができないことから、終活のPRも必要だと考えます。
- 4 質疑 地球温暖化対策実行計画策定支援業務は、入札によって業者選定するのか。
- 回答 6年度に債務負担行為として発注しており、既に業者委託しています。委託はプロポーザル方式で業者を選定しました。
- 5 質疑 バイオマス発電施設整備事業は、県の補助金申請前に、再度地元説明会をやるのか。
- 回答 FITの申請をするに当たり、地区への説明が義務づけられていますので、宇久須地区を対象に必ず行います。
- 6 質疑 空き家の所有者等の特定に係る調査業務委託とは。
- 回答 例えば空き家が非常に危険な状態であり、すぐに取り壊しをしたい案件で、法定相続人が全員放棄している場合などに、町が代執行で取壊しても、後々問題にならないよう手続を委託するものです。
- 7 質疑 ふるさと納税の返礼品に、紙の感謝券を出すことになった経緯は。
- 回答 紙の感謝券は、ふるさと納税をスタートした初年度の夏から発行し始めました。その当時は寄附が大変多かったのですが、感謝券がオークションで転売されるなどして総務省から電話があったため、自粛しました。その後、電子感謝券にしましたが寄附が減ってしまい、今回総務省に改めて申請をしたところ、返礼品として紙の感謝券の許可がありました。
- 8 質疑 水門陸閘は誰が点検管理しているのか。
- 回答 自治会と消防団に委託しています。水門陸閘の開閉や不具合を確認して、不具合が発見された場合は、町に報告があります。
- 9 質疑 町PR冠試合事業委託は、どことタイアップしてやるのか。

回答 バasketボールのベルテックス静岡とバレーボールの東レアローズの二つです。

10 質疑 地方交付税措置されるという事業が多いが、本当に措置されているのか。

回答 地方債の償還は普通交付税に該当し、それに相当する分は間違いなく措置されます。新しい事業に対して交付税措置されるものは、特別交付税の対象になるものが多いのですが、特別交付税の配分は県に委ねられており、市町で按分等をして配分されることから、要求した額が満額措置されないのが現状です。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

いかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎動議の提出

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。はい、失礼。

第1常任委員長、席に戻ってください。

すいません。

はい。5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 議案第23号、令和7年度西伊豆町一般会計予算に対する動議を提出します。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君から議案第23号、令和7年度西伊豆町一般会計予算の修正動議が出されました。

この動議は、ほかの賛成者の必要としませんので動議は成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時46分

◎議案第23号に対する修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

本案に対しては、5番芹澤孝君からお手元に配付しました動議、修正動議が提出されています。

したがいまして、これを本案とあわせて議題とし、提出者から趣旨説明を求めます。

5番、芹澤孝君。こちらで登壇してください。

[5番 芹澤孝君登壇]

○5番（芹澤 孝君） 議案第23号「令和7年度西伊豆町一般会計予算」に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。修正内容、当局提案の当初予算の歳入、15款2項1目総務費県補助金で計上されている「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金」1億2,000万円と、18款1項9目で計上されている「税制調整基金繰入金」2億5,471万4,000円を「2億4,902万6,000円」に減額し、それに伴う歳出、5款2項2目林業振興費で計上されている「借地料」18万8,000円と、「木質バイオマス発電施設整備工事」3億7,000万円と、「FIT工事費負担金」5億、失礼。550万円を、それぞれ「0円」に減額するものです。修正理由、木質バイオマス発電施設の導入は難しい事業である。当町の事業においても不透明な事柄が多く、予算措置に至るまで、木質バイオマス発電施設の導入には納得することができなかったため、別紙のとおり修正案を提出する。

次のページをご覧ください。議案第23号「令和7年度西伊豆町一般会計予算」に対する修正案。議案第23号「令和7年度西伊豆町一般会計予算」の一部を次のように修正する。第1条第1項中「86億5,000万円」を「82億7,431万2,000円」に改める。第1表歳入歳出の予算の一部を次のように改める。歳入、15款県支出金、金額4億1,351万6,000円、計4億1,351万6,000円。2項県補助金、金額2億3,694万8,000円、計2億3,694万8,000円。18款繰入金、第1項繰入金ともに、金額15億5,616万7,000円、計15億5,616万7,000円。歳入合計金額、82億7,431万2,000円、計82億74万1,200円。歳出、5款農林水産業費、金額4億5,358万2,000

円、計4億5,358万2,000円。2項林業費、金額1億2,937万2,000円、計1億2,937万2,000円。
歳出合計、82億74万74万1,000、2,000円、計82億74万3,000、失礼。計82億7,431万2,000円。

資料を後に添付してありますのでご覧ください。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（堤 豊君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑、はい。

はい、よろしいですか。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 修正理由のところね、木質バイオマス発電施設の導入は難しい事業であると。当町の事業においても不透明な事柄が多く、予算措置に至る現在まで木質バイオマス発電施設の導入には納得することができなかった。こういうふうな修正理由が述べられておりますけども、議員として不透明な事柄が多いならば、それを質疑、質問して、こういうところが悪い、こういうところは良いというようなことでやっていくのが町議としての仕事だと思いますけども。不透明な事柄が多いのを、なぜ不透明なままで置いといたのか。その辺をお伺いします。

○議長（堤 豊君） はい、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私は、この件に関しては既に一般質問をしております。そして当町の、当局の姿勢を追求しております。しかしなおかつ、それでも納得がいかなかったということです。

○議長（堤 豊君） はい。ほかに質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 第1委員会の賛成討論で述べたように、6次産業化、芹澤議員は、それでは6次産業化のときになぜ賛成したんですか。6次産業化では山から海にかけて全てのそういうものを町としてやっていき、整備していき、海が荒れてしまったものを山からやっていくと。これが6次産業化の根本の趣旨です。そのときには、芹澤議員は反対していませんでしたよね。賛成していましたよね。もしこのバイオが、これが難しい事業だからやんなくて、これはもう難しい事業によく町長が挑戦したと反対に褒めるべきじゃないですか。難しい事業だからやんない、納得したから、納得してないから修正案だ。これはちょっとどう

してそういうふうに、6次産業化に賛成していてこれに反対する。それならばバイオ発電に代替するものを芹澤議員として提唱したらいかがでしょうか。言ってることが分かりませんか。6次産業のあれには賛成してますよね。反対でしたか、最初から。これは、僕は6次産業化の一つだと思ってます。バイオ発電は。賛成討論でね、述べましたけども、80何%森林の当町、それから6次産業化で山から整備して行って、海へと、海的环境も整備すると。だからなぜ6次産業を賛成して、これには反対なのか。その理由をお聞かせください。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 6次産業化って言いますけど、その当時はこのバイオマス発電というのはまだ具体的になくて、バイオマスだけじゃないんですよ、6次産業化っていうのは。ね、ほかにいろいろやってるわけですよ。そういうことを考えた場合、これはじゃあバイオマスだけじゃなくて、ほかのこともいろいろやってるんだから私は賛成しましたよ。その当時はね。その当時は、だけどバイオマス発電っていうのは確か具体的にはなってなかったと思います。そうすると、これを何で反対するんだ。6次産業化じゃないか。だけどこれ私は議員と私の考え方の相違で、それは仕方ないことでしょう。難しいからやるなって、難しい、難しいからやるなってことじゃなくて、事業として成立するのが困難だろうからやるなってことですよ。それで何かちょっと少し川上論川下論言いそうになったけど、本当にそれが成立するのか。川上論川下論ね、川下を整備して、そして川上を潤すという理論は本当に成立するのか。川下の整備した分が立派に成立、受皿として成立しなければ、川上が潤うわけじゃないじゃないですか。現状、もう既に7,000万円も林業振興費として使ってるわけですよ。川上を潤すのに。それでなおかつ、その川上を潤すためにバイオマス発電をやると。それで3億7,000万円もそこにつぎ込んでやるということ、これはちょっとどうかということですよ。ほかにいろいろ考え方があるから。いいです、これで。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 何か、それならばね、修正理由に導入は難しい事業であるなんて、そんなことは書かないで、そういうふうにしたほうがよかったんじゃないですか。それで何も事業があれしてないわけじゃなくて、山林を整備して、今その山林整備に従事する方も多くなって、ふるさと応援隊の方なんかにもそういうようなところで働いていただいている。これはやはりね、山林としての事業、職場がない当西伊豆町において職場を提供している。そ

れからバイオマス発電に関しても、バックにAGCミネラル、旭硝子、そういうふうな大きいところがついて町と一緒に合同でやっていく。そういうようなことに関しても安心できるバイオマス発電事業だと私は考えますけども。その辺はいかがですか。町はちゃんとそういう山で事業を、展開をしてますよね。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 確かに林業の従事者を創出したとね、いはずさ林業が来たということはあるかもしれない。それで何人でしたかね。西伊豆町在住の人も7人だかいるということで、これは確かにもうバイオマスをやる前からできた。しかしバイオマスをやって、果たしてそれが発展して、じゃあこれがさらに雇用が増えていくのか、それは疑問だ。バイオマス、確実に発展するのかね。分からないですよ。私はその受皿として、いはずさ林業なり何なりがね、発展していくっていうことにはちょっと疑問を持ってる。そして旭硝子がついてるっていうけど、旭硝子さん、じゃあ幾ら出資したんですか。西伊豆町が8割ですよ。腰が引けてるんですよ。以上です。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） それでは質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

失礼しました。

芹澤さん、席のほうにお持ち帰りください。

これより討論を行います。

先に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私は原案に賛成の立場で討論いたします。私は賛成いたしますが、決して諸手を挙げての賛成ではありません。1番の懸念を感じているのは、今、芹澤議員も述べておりましたけれども、木質バイオマス発電整備事業の関係であります。森林整備をする

こと自体は非常に大切なことで、積極的に取り組まなければならないと思っております。町長は、川下の対策として木質バイオマス発電事業を行うとの説明をしてくれました。私はあくまで木質バイオマス発電事業は、幾つか考えられる川下対策の一つにしかすぎず、森林整備事業を行う上で絶対に木質バイオマス発電事業をしなければならないものではないとは思っています。しかし、いろいろな川下対策の中から木質バイオマス発電事業を選択したことを否定するものではありません。が、行政が大きな事業に取り組むには、多くの住民の納得が必要だと思います。現在はまだ懸念材料が多く、住民の納得が得られている状況には至っておりません。事業執行に当たっては、今後、住民の理解を得て、事業を行っていただきたいということを申し述べて原案に賛成をいたします。

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） はい。修正案に賛成の立場から討論します。本来であれば、第三セクター会社設立の時点でもっと熟議すべき問題でしたが、その際は決まっていなかったもので、町はしっかりやってくれるものとそのときは賛成しました。今回の木質バイオマス発電施設整備事業ですが、その外部経済は住民に具体的な尺度をもって示される方法が、まだ示されていません。住民に会計責任を果たす仕組みができてないわけです。また、民間会社と組む以上どうしても外部に明かすことのできない事柄があります。行政には秘密を守るべき仕事がありますが、町が必ずしも実施しなければならない事業以外には、より多くの情報が公開されるべきであり、それができない以上は町の行う事業として適当とは言えないと考えます。そして20年間これから町民に発生するであろう負担を考えると、原案に反対し修正案に賛成します。

○議長（堤 豊君） 先に原案に賛成者の発言を許します。

6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 私は原案に賛成いたします。本事業は、今後の森林整備を含む国の目指すカーボン0に向けての取り組みとして重要なポジションを占める事業であると捉えています。本事業を進めることで、町内の森林整備がさらに進み、森の持つ力を十分に発揮し、そして雇用促進も期待できる、ひいては川下である海岸資源を生かすことにもつながる事業だと思っております。今回、想定される事業収益、これは先ほど配付されましたけども、それのほかにですね、副産物として出てくるバイオ炭の活用なども今後、期待され見込まれる可能性があります。将来に向けて西伊豆町にとって非常に必要な事業であるというふうにと

らえて、私は本事業に賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成の賛成者の発言を許します。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町長は、バイオマス発電事業は赤字でもやる意義があるっていう趣旨の発言をしておられるわけですけど、果たしてそうでしょうかね。その事業費及び附帯する費用は全て税金です。川上川下理論で、川下に川上、川下にこの事業によって受皿をつけるって言うておられるわけですけど、川上の林業整備を発展させ、林業者、山持には利益をもたらし、かつ、関係する事業者の雇用を創出するとしていますけど、令和5年で林業整備に既にもう約7,000万円の予算がつぎ込まれて、林業振興している状況ではないでしょうか。この事業はいろいろ不透明なところがありますが、林業整備の受皿となり得るでしょうか。しっかりとした採算性があり、収益がなければ、川上の事業、付随する事業は発展しようがなく、よくて現状維持か、または先細りとなり、消滅するしかありません。採算がとれず赤字補てんを続けながら事業をするということは、山林関係者には利益をもたらすかもしれませんが、ほとんどの住民に対しては、町民税による負担を強いるとともに、この事業を含む再エネルギーの電力の促進として、再エネルギー賦課金を月600キロワット電気使用量の家庭では、約月々2,000円も本来の電気料を余分に払わされているなど大きなマイナス面を持っています。また事業計画では、このタイプの発電機は発電と売熱をともに行わなければ採算はとれないと指摘されているにもかかわらず、発電機3台のうち1台だけが発電売熱を行うのでは採算性がないので、詳細な支出、収支面も示されることもなく、事業計画がずさんと言わざるを得ないのではないのでしょうか。しかしながら最大の懸案事項は、南伊豆町も日々の必要木材を集めることができず、木質バイオマス発電事業を断念したことからも分かるように、必要木材を集めることができるかどうかです。当初、この地域の林業を守るため、この事業を行うということでしたが、必要木材を町内だけで賄い切れる確証はないので賀茂郡科を対象とすることを考えているようですが、FITの認定を受けるには、その木材調達法は大変難しく、その調達法が定量的根拠または具体的な方策に基づいていることを合理的に説明できるように確認するとともに、認定申請時にはこれらの事項を記載する燃

料調達計画書を作成し、提出する必要がある。また長期安定的に燃料調達が可能であることを担保すべく、燃料供給者との当面の間にわたる協定書や契約書を認定者に燃料調達及び地方計画書とあわせて提出する必要があるとされています。時間がない中でこれらのことを果たしてクリアできるのでしょうか。などなどほかにもいろいろ不透明な部分がありますが、それをもって私は修正案を提出します。

○議長（堤 豊君） 先に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

先に原案、これでいいですね。

はい。失礼しました、

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号、令和7年度西伊豆町一般会計予算についてを採決します。

まず、本案に対する5番芹澤孝君から提出された修正案を採決します。

この修正案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手3名です、少数です。

よって、少数です。

次に、失礼しました。

挙手少数、3名です。

よって、修正案については否決されました。

次に、原案に対して採決します。

議案第23号、令和7年度西伊豆町一般会計予算は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい。挙手多数です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時22分

◎議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、議案第24号、令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、松田貴宏君。

〔第1常任委員長 松田貴宏君登壇〕

○1番（松田貴宏君） 令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算案に対する第1常任委員長報告。議案第24号、令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算は、3月6日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。当委員会は3月10日に町長、窓口税務課長、健康福祉課長、医療保険係長、介護保険係長、主幹兼納税徴収係長の出席を求め、審査会を開催しましたので、失礼しました。その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和7年2月1日現在の国民健康保険加入者数は1,778人で、前年同時期と比べ134人の減となっています。65歳以上75歳未満の前期高齢者は989人で前年同時期より107人減少し、その占める割合は55.62%で前年同時期より1.7ポイント減少しています。令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算の総額は12億800万円で、前年度予算額と比べて1,100万円の減額で、減額の理由は保険給付費などが被保険者の減少に伴い減額したことによります。

歳入は、保険給付費等交付金9億3,809万6,000円・前年度比1,515万5,000円の減、国民健康保険税1億3,255万円・前年度比130万円の減、一般会計繰入金9,293万7,000円・前年度比505万2,000円の減、国民健康保険事業基金3,100万円、前年度比600万円の増が主なものとなっています。歳出は、療養諸費7億7,878万円・前年度比1,525万円の減、高額療養費1億3,960万円・前年度比249万8,000円の増、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分1億4,678万1,000円・前年度比50万9,000円の減が主なものとなっています。

主な質疑は以下のとおりです。

- 1 質疑 歳入の国民健康保険税が減っているが、昨年はコロナが落ちついて所得が回復しているという説明だったが、今年度はそういう見方はできないのか。

回答 団塊の世代の最後が75歳になるので、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行されている方が多くなっていること。また、被保険者の数が少なくなっているため、令和7年度は昨年度に比べ減額しました。

- 2 質疑 オンライン資格確認システムとは。

回答 全国の市町村は、国の国保連合会を通じて、国の国保中央会と資格情報のやりとりをすることから、そのためのシステムとなります。

- 3 質疑 ヘルスアップ事業の結果の分析は。

回答 被保険者が減ってくる中、特定健診の受診率を40%前後で維持できるなど、一定の効果があると考えています。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

以上。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

いかがですか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これより、はい。失礼しました。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第24号、令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、議案第25号、令和7年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、松田貴宏君。

[第1常任委員長 松田貴宏君登壇]

○1番（松田貴宏君） 令和7年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算案に対する第1常任委員長報告。議案第25号、令和7年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、3月6日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。当委員会は、3月10日に、町長、窓口税務課長、健康福祉課長、医療保険係長、介護保険係長、主幹兼納税徴収係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

令和7年2月1日現在の後期高齢者医療制度加入者数は2,222人で、前年同時期と比べ11人の増となっています。令和7年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の総額は3億4,600万円で、前年度予算額と比べて700万円の増となっています。

歳入は、後期高齢者医療保険料が1億3,863万円、前年度比218万1,000円の増です。一般会計繰入金は2億702万円、前年度比481万1,000円の増です。減額の主な要因は、広域連合の試算で、算定根拠となる被保険者が増加したことによります。歳出は、総務費370万円、前年度比57万6,000円の増、増額の主な要因はシステム標準化に伴う印刷製本費の増加によるものです。後期高齢者医療広域連合納付金3億4,156万9,000円、前年度比612万4,000円の増額で、広域連合の試算によるものです。保険料等負担金は、被保険者の増加を見込んでいるため219万円の増額、保険基盤安定負担金は被保険者数の増加により71万8,000円の増額、事務費負担

金は広域連合特別会計負担金の減額により50万3,000円の減額、療養給付費負担金は被保険者の増加を見込み、371万9,000円の増額となりました。

質疑はありませんでした。

採決の結果全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第25号、令和7年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第26号、令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1 常任委員長、松田貴宏君。

〔第1 常任委員長 松田貴宏君登壇〕

○1 番（松田貴宏君） 令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算案に対する第1 常任委員長報告、議案第26号、令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算は、3月6日の本会議において、第1 常任委員会に付託となりました。当委員会は、3月10日に、町長、窓口税務課長、健康福祉課長、医療保険係長、介護保険係長、主幹兼納税徴収係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

令和7年度は「第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の2年目となります。1月1日現在の介護認定者数は、要支援1・2の方が92人、要介護1から5の方が496人、合計で588人となり、前年同時期と比較し17人の増となっています。事業対象者は16人で、前年同時期と比較し17人の減となっています。令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算の総額は14億800万円で、前年度予算額と比べて9,030万円の増額となりました。

歳入の主なものは次のとおりです。第1号被保険者保険料2億825万円、前年度比318万9,000円の減。介護認定審査会負担金は498万6,000円、前年度比皆増で、賀茂郡の5町で共同設置している賀茂郡介護認定者審査会の事務局を、令和7から8年度は当町が事務局となるため、事務費をほかの4町から受け入れるものです。国庫支出金の介護給付費負担金2億3,016万2,000円、前年度比871万4,000円の増。介護給付費交付金3億4,578万7,000円、前年度比1,433万4,000円の増。一般会計繰入金2億2,016万3,000円、前年度比1,092万7,000円の増。基金繰入金6,670万2,000円、3,570万2,000円の増です。歳出は、居宅介護サービス給付費5億3,962万7,000円、前年度比962万7,000円の増、施設介護サービス給付費4億7,298万4,000円、前年度比3,808万4,000円の増が主なところ です。

主な質疑は以下のとおりです。

1 質疑 基金繰入金が3,500万円ほど増えているが想定の範囲か。

回答 5年前ほどですと基金の残額もなく、補正予算で償還金を計上していたのですが、今は基金が4億円ほどありますので、補正対応せず償還金が返せるよう、令和7年度は当初で見込ませていただきました。

2 質疑 ケアプラン点検を行う理由は。

回答 ケアプランは「介護サービスをどんどん提供したほうがいいのではないか」という傾向があると一般的に言われています。そうするとどうしても、必要のな

いサービスを提供してしまう場合もあり、その人ができることもできなくなってしまうこともありますので、適正なサービスを提供するため、ケアプラン点検を、県のアドバイザーをしている先生にお願いしていますので、引き続き実施していきたいと考えています。

3 質疑 施設介護サービス給付費が上がっているのは。

回答 病院の地域包括ケア病棟の入院期間が、本年度から60日から40日に短縮されました。これにより回復途上の方が、医療の充実した介護医療院に転院となるケースが多いです。また、医師や看護師は、介護職より報酬単価が高いため、今回、増額という形になっています。

質疑は以上です。

採決の結果全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

失礼しました、どうぞ。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第26号、令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第27号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第5、議案第27号、令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、浅賀元希君。

[第2常任委員長 浅賀元希君登壇]

○2番（浅賀元希君） 令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算案に対する第2常任委員長報告。議案第27号、令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算は、3月6日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。当委員会は、3月10日に、副町長・産業振興課長・主幹兼観光商工係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算案の予算総額は19億7,900万円となっています。歳入は、一般会計繰入金8,791万2,000円、繰越金9,721万7,000円、ふるさと応援基金繰入金3,628万1,000円、サンセットコインチャージ料17億5,758万7,000円が主なものとなっています。歳出は、一般管理費2,747万2,000円、サンセットコイン事業費19億5,152万8,000円が主なものとなっています。なお、令和7年3月10日現在のサンセットコイン取扱事業者数は171店舗となっています。また、令和6年度は4月から決済額の5%の還元でスタートしましたが、12月下旬から決済額の10%還元に変更して変更いたしました。なお、令和7年度は通年で決済額の5%還元となります。

主な質疑は以下のとおりです。

- 1 質疑 一般管理費、役務費の情報通信サービス料が、昨年度は487万6,000円だったものが、2,314万8,000円と大幅な増額となっていますが、その内容は、どのようなことか。

回答 これまでは、システム利用は、月額11万円だったのが、7年度から月額42万1,600円となり、この定額利用料に加え、システム従量課金分手料の支払いが、生じることによります。なおシステム従量課金分手料は、利用料により段階的な比率により加算されるもので、利用料に対し1億円から6億円までが1.2%、11億円までが1.0%、11億円以上が0.8%の手数料がそれぞれかかります。

2 質疑 地域通貨のシステムは、西伊豆町は当初から運営会社と取り組んできたが、利用料負担のアドバンテージはないのか。

回答 運営会社に出向き交渉してきましたが、全国一律で対応していくとの回答となっています。

3 質疑 地域通貨事業については、一般会計やふるさと応援基金の繰入れなど1億円以上の持ち出しとなっているが、その事業を継続していくことが、健全と言えるのか。

回答 繰入金の財源は、過疎債5,590万円（交付税措置70%があり、実質負担額1,600万円）とふるさと応援基金3,600万円です。実質の町負担は、6,000万円弱となり、決して安い金額ではありませんが、現在の運用を続け続けていく上では必要な金額と考えます。

4 質疑 サンセットコイン事業積立金にサンセットコイン事業基金（積立）1円とあるが、基金は特別会計の移行時に取り崩したので、廃目で良いのでは。

回答 事業継続中は繰入金として処理するため、基金への積立ははしませんが、事業の廃止などが発生したときには、残金を一旦基金に積立てる必要があるため、科目を存置するものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいでしょうか。

はい、6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 一般会計の中でいわゆる紙の感謝券、これの許可がおりたということですが、サンセットコイン事業の中に紙の感謝券を作成する事業費だとか、その辺が載

ってないと思うんですけども。その辺はどこから、予算としてどこにあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の質問ですけども、委員会としてはそういったご質問も出なかったものですから把握はしておりません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

はい、いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第27号、令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第28号、令和7年度西伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

委員長に報告を求めます。

第2常任委員長、浅賀元希君。

〔第2常任委員長 浅賀元希君登壇〕

○2番(浅賀元希君) 令和7年度西伊豆町水道事業会計予算案に対する第2常任委員長報告。

議案第28号、令和7年度西伊豆町水道事業会計予算は、3月6日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。当委員会は、3月10日に副町長・企業課長・業務係長・水道温泉係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。令和7年、失礼しました。令和7年度西伊豆町水道事業会計予算案は、収益的収入及び支出は、収入が2億3,830万2,000円で前年度と比べ453万7,000円の減額、支出は2億177万3,000円で前年度と比べ197万4,000円の減額となっています。資本的収入及び支出は、収入は9,000万1,000円で前年度と比べて6,999万9,000円の増額となっています。支出は、1億6,283万7,000円で前年度と比べ1億5,970万3,000円の減額となっています。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,283万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,590万4,000円、当年度分損益勘定留保資金5,114万8,000円、建設改良積立金578万4,000円で補填する内容となっています。主な改良事業は、先川浄水場・中継ポンプ場発電機更新工事(中・仁科地区)1億720万円、月の浦井田子線本管布設替工事(田子地区)1,670万円、水道施設テレメーター機器更新工事(仁科地区)1,293万6,000円、中央配水地仕切弁取替工事(田子地区)430万円などです。

主な質疑は以下のとおりです。

1 質疑 7年度は、企業債を起こすことになっているが、企業債はいつ以降になるのか。

また起債を起こす理由はどのようなことか。

回答 最後に起債を起こしたのは、平成23年度です。起債を起こす理由は、昨年先の先川浄水場の工事を自己資金で行ったため、積立金が減少したことにより起債を起こすことになりました。

2 質疑 給水件数が4,724件から4,644件と減少していますが、どのような理由か。

回答 これまでの状況を勘案したもので、具体的には1%の減少を想定し、令和6年12月調定時点の給水件数4,691件に99%を掛け算定したものです。

3 質疑 給水収益2億1,627万6,000円となっているが、この数字は、料金改定時に思い描いた、給水収益となっているのか。また今後の見通しは、どのように行うのか。

回答 想定より400万円ほど低い数字になっています。通常5年に1度水道ビジョンを策定していますが、7年度においては水道ビジョン・経営戦略を作成し、検

討して行う。検討していきます。

4 質疑 西伊豆町水道ビジョンでは、7年度は岩谷戸配水地撤去と送水管布設が計画されていますが、予算書では、他の改良事業となっています。岩谷戸の事業は先送りでも問題ないのか。

回答 岩谷戸配水地撤去と送水管布設については、現在の老朽化の進行状況から見て先送りしても問題ありませんので、7年度は他の事業との絡みから予算書記載の事業を先に実施するものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

以上です、以上です。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

いかがでしょうか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 質疑4のところですけど、水道ビジョン、西伊豆町水道ビジョンで、7年度でやっているということで、岩谷戸が先送りしても問題ありませんので先お送りしたというような回答があるんですけども、それならこの水道ビジョンっていうのは何のために計画するのか。やっぱりビジョンを計画して、そのとおりにやっていくためのビジョンだと思うんですけども。その辺はこの問題が出たとき、質疑が出たときに問題になりませんでしたか。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長。

○2番（浅賀元希君） はい。その辺も確認したんですけども、例えば今年度ですね、田子地区にあります井田子線の工事が、これがここ数年で決まりまして、今年実施するわけでありまして、水道管についてもそういったことの整備が必要だということで、先にそちらをやらなければならない理由があったものですから、ついてはですね、岩谷戸のほうは大丈夫かっていう質問しました。そしたら今の現状から言って、何年か先送りしても大丈夫だという回答がありました。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 委員長、もう1点今の水道管のことなんですけど、能登の地震を見たらもうずたずたにやられちゃって、まだ給水できないっていうところがあると。当町におい

てその耐震管っていうのがどこまでいってるのか、よく分からないんですけども、そういう耐震管への布設替というのは考えているのかというような、そういう検討課題は出ませんでしたでしょうか。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長。

○2番（浅賀元希君） はい。その布設管についても質問が出ました。というのは1年間にです、ね、幾らやっても300メートルほどなんですって、工事ができるのが。田子までの距離がですね。8.5キロメートルほどあるそうなんです。そういったことで布設替えだけじゃなくてですね、ほかの方法も何らかの形で考えていきたいというような説明はありました。以上です。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第28号、令和7年度西伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第28号、令和7年度西伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

失礼しました。

日程第7、議案第29号、令和7年度西伊豆町温泉事業会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、浅賀元希君。

〔第2常任委員長 浅賀元希君登壇〕

○2番（浅賀元希君） 令和7年度西伊豆町温泉事業会計予算案に対する第2常任委員長報告。

議案第29号、令和7年度西伊豆町温泉事業会計予算は、3月6日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月10日に副町長・企業課長・業務係長・水道温泉係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和7年度西伊豆町温泉事業会計予算案は、収益的収入及び支出は、収入が9,830万3,000円で、前年度と比べて38万4,000円の減額、支出は9,425万8,000円で、前年度と比べて96万9,000円の増額となっています。

資本的収入及び支出は、収入は2,000円で、前年度と比べて同額です。支出は、4,150万9,000円で、前年度と比べて149万8,000円の増額となっています。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,150万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額359万円、過年度分損益勘定留保資金3,791万7,000円で補填する内容となっています。

主な改良事業は、浜大浜線温泉管布設替工事（仁科地区）2,500万円、宇久須温泉源泉建屋改修工事（宇久須地区）370万円です。

主な質疑は以下のとおりです。

1 質疑 主な改良工事として浜大浜線温泉管布設替工事とあるが、布設替えは何年サイクルで行うのか。

回答 今回の工事は、既に耐用年数を過ぎてしまった全ての石綿管を計画的にポリエチレン管に取り換えるものです。また石綿管の交換工事は令和11年度までに完了する予定です。

2 質疑 漏湯、機器修繕費が倍増となっているがどのような理由か。

回答 漏湯箇所が昨年増えてきているための対策と、メーター器の交換個数が7年度

は、多くなっているためです。

3 質疑 7年度予算でも何とか黒字となっているが、要因としては債券運用の利金が920万円あるためである。当面は利金に頼らざるを得ないと思うが、将来に向けて根本的な経営計画を立てるべきでは。

回答 収益を増やす方法は、加入者を増やすか、個々の料金を上げるかの2つだと思っています。しかし現状を見ますと加入者の増加は、給湯可能量を考えるとこれ以上は、難しい状況です。また料金の引上げは、既存の加入者も何とか契約していただいている状況で、料金の引上げを行うと、契約解除が一気に増えると思われるので、料金引き上げも難しいと思います。頭では何とかしなければいけないと思いますが、現実問題としては対応に苦慮しています。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 7年度に木質バイオマス発電による熱利用ですね、これの工事をやるわけですが、例えば、既存のですね、ボイラーだとか油タンク、これの撤去工事だとかですね、要は、一般会計の部分と温泉水道、温泉の関係のね、要は、責任分解点っていうのはどこなんですか。これによって例えば、今まで油タンクだとかボイラーっていうのはもう温泉の資産だと思うんですよね。それなんかの撤去なんていうのは、要は、7年度じゃなくて8年度以降にやるという意味ですか。予算書に載ってませんので。その辺、質問出ませんでしたか。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長。

○2番（浅賀元希君） はい。施設についての質問は残念ながら出ませんでした。ただ、運用についてですね、今まで重油を使ってるんですけどもそれを、重油を減らしてバイオマス発電の熱利用にしたいっていうことで、その料金もですね、現在幾らにするかっていうのは検討中っていうような回答を頂いております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の回答ですと要は、まだまだその熱源だけでは十分でないっていう

ふうにとったんですけれども。そういうことの解釈でよろしかったでしょうか。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長。

○2番（浅賀元希君） その辺もですね、十分足りてるかどうかってことは分からないんですけども、いずれにしてもですね、多分、併用ってような解釈で受けたんですけれども、私は当初感じてたのは、その熱源をすることによって重油が全く要らなくなるのかなと思ったんですけれども、そうではなくてですね、一部を熱源利用ということで考えるっていう話で、先ほど申しましたとおり、その単価については今後、検討課題というような答弁を頂いております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 質疑3のところなんですけどね。回答が収益を増やす方法は、加入者を増やすか、ここの料金を上げるのかと。二つだと思ってるけどもう二つはできないと。そうすると、3で債券運用のあれで対応せざるを得ないということなんですけども、何も手を打たないでですね、もうしばらくはこの加入者と料金体系でいく、こういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長。

○2番（浅賀元希君） はい。私もその辺を将来に向けて計画を立てるべきじゃないかということでその質問をしておりますけども、そうすると、なかなか今抜本的にですね、これならいいっていうのが、まだ原案として、原案というか頭の中にはないものですから、今後、検討していくっていうような回答として捉えております。

○議長（堤 豊君） ほかに、はい。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 木質バイオが出てくるわけですよ。熱源で温泉のあれを温める。そういうようなことで、今先ほど高橋議員からもありましたけども、使っている重油等を少なくするとか、何らかの手を打っていかないと、やっぱりこれ温泉のあれも崩壊しちゃうんじゃないかなと危惧するわけなんですけども。その辺、どうなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長。

○2番（浅賀元希君） 先ほど高橋議員のところにお答えしたんですけれども、私も当初ですね、熱源利用することによって熱量、重油とかが一切かるまるのかなと思ってたんですけれども、重油を買うかわりに、その熱源を買うっていうことらしいです。そうすると今のベースでい

くと、その支出はですね、変わらないようなニュアンスで私は受け取ったんですけども。経費としてですね。安くなるってことがないような状況というふうに受け取りました。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論をおこないます。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第29号、令和7年度西伊豆町温泉事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時13分

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第8、議案第30号、令和6年度令和6年災査定第3号（普）浜川災害復旧工事変更請

負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） はい、議案第30号は、令和6年度令和6年災査定第3号（普）河川浜川災害復旧工事変更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。では議案第30号の説明をさせていただきます。本件は、令和6年10月21日第4回西伊豆町議会臨時会において議決されました工事の変更請負契約を締結したいものです。契約金額は、原契約額6,296万4,000円から903万1,000円増額し、7,199万5,000円としたいものです。

1ページをご覧ください。1、全体の工事概要が主な工事内容になります。このうち今回の主な変更内容は、まず2（1）工事用道路の形状変更に伴う増になります。こちらは工事を施工するに当たり、河川内に工事用道路を仮設で設置する計画で計上しているところですが、当初設計の道路線形では、大型重機や車両の通行に支障を来すため、カーブを緩くした線形と見直しをし、数量を変更します。また既設の進入路を利用して、大型車両や重機を河川内に搬入する予定でしたが、町道等の取付けの進入路が狭く、大型車両の進入が危険であるため、搬入車両を小型化することで変更をしたいものです。続いて（2）大型ブロック積割付図による製品精査に伴う増についてですが、工事施工のため、大型ブロック積割付図を作成したところ、使用する製品規格の種類が1種類から4種類に増えることが判明したため、1平米当たりのブロック積製品単価を変更したいものです。続いて（3）水替工・仮水路工の変更に伴う増についてです。水替ポンプ運転の運転日数は、当初設計では設計基準により計算式にて算出したところですが、実工程との大きな乖離が見込まれるため、水替日数の変更を行います。また工事期間中に設置する仮水路について設置区間の落差が大きいこと、湾曲部の施工が困難であること等により、当初から既設護岸に足場を組立て配管する方法とし、配管材も変更したいものです。4番目の工期延長についてですが、今回工事については、当初契約時から繰越しの見込みでしたが、国及び県の繰越し手続ができなかったため、年度内工期として発注をしたところですが、このことについて、2月21日に国への繰越し手続が完了したため、令和7年11月28日までの工期としたいものです。工事全体では、直接工事費で約605

万円を増額となり、契約額では903万1,000円の増額となります。

3ページをご覧ください。3ページの図面は大型ブロック積み工の展開図になります。3ページが当初発注をしたときの図面になります。

1枚めくっていただきまして、4ページのほう。こちらブロックの断割を、再度、書き入れてですね、精査した図面になります。大型ブロック、4種類になったというのはこの形状が違うブロックが4種類あって、それぞれの数量によって金額を算出したところ、単価が、現設計よりもアップするというので、こちらを設計変更で反映させていただきました。

続いて5ページのほうをご覧ください。5ページが当初設計の図面、それから1枚めくって6ページが変更の図面になります。まず仮設道路の線形の変更というところは、左上の平面図を見ていただきたいと思います。平面図の左側の現在ある、元々あった仮設道からの進入路のカーブ区間ですね。ここがちょっと鋭角に回るということで、なかなか車両の切り返しが難しいだろうということで、線形のほうは変更したという部分であります。続いて、仮設の水路の件ですけども、当初設計では仮設道路の中に配管パイプを埋設するという計画がありました。パイプ自体がですね、経がφ500と600のこのゲート管。こちらの外が蛇腹になっていて中が平らになっている二重構造のボルゲート管を、当初計画をしておりました。しかしながら、平面図ではちょっと分からないんですけど、現場ではかなり高低差があつてですね、二重構造のボルゲート管だと曲げられないというような業者さんからの指摘がありまして、それを改善するためにどうしたらいいかということで、6ページの絵に変更いたしました。仮設道路の中に埋設するのではなくて、右岸側に今あの単管足場を組んで、そこに配管をしていくという状況になります。そしてボルゲート管については、ダブル構造ではなくシングル構造、中も蛇腹になっているタイプのボルゲート管にします。そうしますと、水の流れが多少、滞るといことがございますので、口径を、ワンランクサイズをアップしてですね、500のものを600に、600のものを700の経に変更をしております。

説明は以上になります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 課長の説明で4ページですね。大型ブロック積み工の展開図があるんですけど、4種類のブロックって言いましたけど、形からいくとこれ1番左が1番、その次が

2として、3として、全部こう同じ形のブロックは2番と4番。あとは全部形が違うんじゃないかなと思うんですけど。その四つのブロックっていうのを説明して頂けますか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 非常に小さい字で恐縮ですけども、ACDって書いてある形状になります。1番分かりやすいのが右岸展開図の下の図面の②の上のほう見てもらえばいいと思うんですけど。赤い字でAって書いてあるのが基本の形になります。そしてその横に天端用で、ちょっと高さが半分になったやつがありますよね。それがC、そしてCの半分がDです。Bっていうのは、図面記載がないんですけどAの半分のものがBになります。つまりABCDと4種類になるというものです。ちょっと目が見えない。形状的にはその4種類になります。はい、すいません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 4ページ、今のところですね、そのところの赤線部分でね。ここ二重線になってるんだよね。これは何を表してるんですかね。それとこの目地を目地材で埋めるんだらうけど、この目地材っていうのは何で埋めるんだっていう話なんだけど。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 資料2の右上の図面を見てもらえればと思います。はい。ごめんなさい、4ページですね。4ページの上に断面の形の書類があります。10センチならシコングリートを打って、その上に20センチの基礎コンクリートを打つという構造になっております。目地自体をですね、通常通りモルタルで目地を施工するという形になります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第30号、令和6年度令和6年災査定第3号（普）浜川災害復旧工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第9、議案第31号、令和6年度観光地域づくり整備事業黄金崎クリスタルパーク改修工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第31号は、令和6年度観光地域づくり整備事業黄金崎クリスタルパーク改修工事変更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 議案第31号の説明をさせていただきます。本件は、令和6年9月13日、第3回西伊豆町議会定例会において議決されました工事の変更請負契約を締結したいものです。契約金額は、現契約額5,335万円から342万1,000円増額し、5,677万1,000円としたいものです。

1ページをご覧ください。1、全体の工事概要が工事の主な内容になります。（1）ショップ棟の改修については、カフェとショップ部分に新設するウッドデッキとの出入口を設置するものになります。（2）工房棟改修については、主に外壁の塗装となります。（3）外構については、主にウッドデッキの新設となります。2、今回の主な変更内容について。まず（1）下地材追加による増についてです。は、ショップ棟のカフェ部分とショップ部分に新設するウッドデッキへの出入口をショップの壁であった箇所とカフェの窓であった箇所に

新設し、外側には庇を合わせて設置するものですが、既存建物の壁を剥がしたところ、サッシ及びひさしを新設するための鉄骨下地材が必要な箇所になかったため、下地材を新たに追加するものになります。続いて（２）外壁内配線の切り回し追加による増ですが、ショップ棟へ新設する出入口箇所に壁内配線があり、支障となるため切り回しが必要となりました。またショップ箇所の施行の際に、屋内に足場をかけ施工するに当たり、施工箇所上部に室内照明があり作業上の支障となるため、一旦、取り外しを行い、施工後復旧をした。その費用を追加したいものです。続いて（３）外壁の見切り取替追加による増です。本工事で外壁の塗装において、屋根部分との見切り箇所や外壁の区画ごとの区切り箇所に経年劣化による木部の腐食があり、そのまま塗装の施工をすると腐食部から外壁全体の腐食へと広がる恐れがあるため、交換及び塗装を追加するものになります。続いて（４）埋戻し材の追加による増ですが、外構の施工において、掘削した土砂を全て埋戻しに準用する予定でありましたが、掘削した土砂は転石が多く、埋戻しに適さない土質であったため、残土処分することとし、別の土で置き換えることとしたものになります。また、L型擁壁を設置する箇所において、外水栓の給水管が埋設されており、支障となるため切り回しが必要となりました。工事全体では、直接工事費で約249万円の増額となり、契約額では342万1,000円の増額となります。

3ページの資料1をご覧ください。こちら赤い引き出し線で①となっているところの箇所に、新たにガラス引き戸のサッシを追加したというものです。

そして5ページの写真をご覧ください。この①の箇所の写真になります。左側が外壁を剥がした状態のところですね。ちょうどサッシ枠のところに横3の下地がなかったということで、その下地を追加したというのが右側の写真になります。

6ページの写真についても同様の形になります。こちらの施行の状況の写真になります。

7ページの写真については、外壁を取り壊すところの箇所に、室内に足場を設置しておりますけども、工事の支障となる部分の照明を一時的に撤去したというような写真になっております。

そして8ページ。こちらは壁を剥がしたところの壁内配線の状況になります。こちらも該当する箇所の切り回しを行っております。

続いて9ページの写真をご覧ください。木部の塗装をする前にですね、腐食しているところの交換を行う、これは前の写真になります。こういう腐食があったために交換を行ったというものです。

最後の10ページですね。こちら、L型擁壁を設置するところ及び既存のスロープの部分の

掘削をした土の状況になります。全体的に土が多く、これを締固めするというのが、L型擁壁の裏側の締固め等ですね、にはちょっと適さないということで、別の材料で置き換えをさせていただきたいというものになります。説明文と図面、はい。

説明は以上になります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 課長、9ページね。9ページ、ちょっと写真見てください。これはあれですか。左側の写真、もう外見見ても腐食してるっていうのが分かりますよね。それ見積り、工事単価出すときに、こういう目で見えるものは最初から見積りにのせるんじゃないんですか。後から分かったって、これどういう意味なんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 当初設計で入っていればよかったんですけども、業者委託した設計書にはこの部分の補修というのは入っていなかったもので、今回、変更で追加をさせていただいたというものであります。こちらのほうで、役場のほうで指示をちゃんとしていればよかったんですけども、大変申し訳ございませんでした。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） こういうことの見積り、例えば、業者からそういうものが出てきたときには、町の担当者なりそういうものを見に行き確認する、そういうのは今までもやってきたわけですよね。これだけやらないっていうわけじゃないんでしょう。ですから何かこういうの、後から出てくるのおかしいんじゃないかなと私は思うんですけどね。いかがですか、今までの工事と比べて。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 本件に関しては、前年度に委託設計をかけてコンサルが設計をしているというものになりますけども、その段階では建設課、関与していませんね。で、これの所管課であるところが設計委託をしていると。本来であれば、そこの段階で悪くなっているところも設計に入れてくれるっていう指示をすればいいと思うんですけども、なかなか設計に携わっていない職員というのが、そこまで気が付かないというか、そういう部分もあったのかなというふうには思います。なので、なるべくその現状に即した設計になるよ

うにですね、今後は経験を積んで、指導していければなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 例えば、6ページのね、下地の追加なんかを見るとね、工事の日にちが12月何日、もう既に実施されてると。例えば、こういう工事の金額の変更するときね、もう実施した工事を後で金額変更するのか。基本は、僕は先に了解をとって金銭的な裏づけができたので回収する、あるいは工事を進めるというのが原則だと思うんですけども。確かに工事費の期限があるんでね。ですけども、その辺の基本的な考え方はどうなんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。内容の変更があったときには、協議という形で請負者から書類が監督員のところに来ます。そして協議をして、それが業者の責任ではない、設計が間違っていたとか、あるいは現場の状況によって当初設計と変化が見られたっていう部分について変更しなければならないと。さらに金額が増になる部分については、協議に対する回答というものを監督員のほうから出すようになります。そこで見積りなりをとってですね、いくらぐらいの増額、ここは変更設計で認めましょうというような書類を、やりとりをする形になります。なかなか、ここに書かれているもの以外にも細かいそういうものっていうのがありまして、今回の工事については管理委託が入ってまして、コンサルと3者で月1回定例会を行っている中でですね、細かい内容を詰めて、ここはしょうがないなという部分については、そういった指示書という形、協議に対する回答を指示書という形で出して、最終的にそれが取りまとめた後、議会のほうで承認を頂くというような流れになっております。これあの、議会議決が必要でない工事についても同様の取扱いになります。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ですから私が聞いているのは、議会の承認を得てというところと、もう工事、実際にこれやられてるんじゃないかと、議会の承認を得る前に。その要は、整合性を聞いているわけです。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。都度、議会の承認を得るというわけにいきませんので、先ほど町の方の監督員がですね、指示書を出したという段階で、もう既に工事のほうは取り掛かってしまう、取り掛かります。最後にそのことに対して、議会の皆様に承認を頂くというようなことになります。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） もし議会で否決されたらどうするんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） ちょっとそういう事例が今までないので分かりません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第31号、令和6年度観光地域づくり整備事業黄金崎クリスタルパーク改修工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第10、議案第32号、令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業失礼しました。

汁谷橋長寿命化対策工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第32号は、令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業汁谷橋長寿命化対策工事変更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 議案第32号の説明をさせていただきます。令和6年9月13日、第3回西伊豆町定例会において議決されました工事の変更請負契約を締結したいものです。契約金額は、現契約額5,225万円から155万1,000円増額し、5,380万1,000円としたいものです。

1ページをご覧ください。1、全体の工事概要が主な工事の内容になります。このうち今回の変更点ですが、一つ目は当初設計では汁谷橋には足場がなく実測することが難しいため、橋の標準断面図等をもとに塗装面積を積算して計上しておりましたが、今回の工事で足場を設置した後に実測を行った結果、鋼材の寸法に誤差があり、全体で約44平方メートルの増となりました。また既存塗膜の運搬処分量について、当初は排出量が500キロ未満で設計していましたが、実際は約700キロの処分量となったため実績に合わせて変更し、塗装塗替え全体の直接工事費は190万円の増としたいものです。二つ目は安全費の減額についてです。こちらは交通誘導員の人数について、当初予定よりも伸縮装置取替え等の日数が短く実施することができたため、実績に合わせて変更し、111万円の減としたいものです。工事全体では、直接工事費で約78万円の増、契約額で155万1,000円の増額としたいものです。

3ページの図面をご覧ください。こちらの図面は、変更後の橋の詳細図になります。赤く塗ってある、ごめんなさい。平面図の赤く塗ってある部分と、あと右側の汁谷橋塗替え塗装工となっている部分、主桁の図面ですね、ここの部分について再度実測を行いまして数量の差異があったということで、大変申し訳ございません。この内容の変更をしたいというものになります。

以上です。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

はい。休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時48分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

ほかにございませんでしょうか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ここに安全費のところですね、交通警備員が28人から延べ人数21になって、7人減になってるんですね。これはどうしてですかね。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 工事期間中、何回か通行止めさせてもらいましたよね。足場を設置した、足場を撤去したとか、あるいは橋の前後のところに伸縮装置っていう、何ていうか鉄のかみ合わせになるところがあるんですけど、その交換をするときに通行止めしました。この伸縮装置の交換が当初想定したよりも早く済んだということで、通行止め期間が短くなったために減となるというものになります。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第32号、令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業汁谷橋長寿命化対策工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第11、同意第1号、西伊豆町教育委員会教員の任命についてを議題とします。

はい。委員の。はい、失礼しました。

委員の任命についての議題とします。

はい。西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 同意第1号は、西伊豆町教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、高橋浩さんに教育委員をお願いしておりますけれども、令和7年5月15日をもって任期満了となるため再任をお願いしたいものでございます。高橋委員につきましては、仁科郵便局長として34年にわたり勤務をされ、地域住民からの信頼も厚く、町村合併前におきましては、西伊豆町体育協会の会長として地域スポーツの振興にもご尽力をされた方でございます。また町の教育行政にも精通をしているため再任をお願いしたいものでございます。

よろしく同意のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第1号、西伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論の省略、採決

○議長（堤 豊君） 日程第12、発議第1号、西伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明の朗読を省略することに決定しました。

なお、本案は全員が賛成でありますので討論、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は質疑討論を省略し、採決します。

これより本案を採決します。

発議第1号、西伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論の省略、採決

○議長（堤 豊君） 日程第13、発議第2号、公立義務教育諸学校の適切な教員数の維持・確保を求める意見書（案）についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

ご異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明及び朗読を省略することに決定しました。

なお、本案は全員が賛成者でありますので質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は質疑、討論を省略し、採決します。

これより本案を採決します。

発議第2号、公立義務教育諸学校の適切な教員数の維持・確保を求める意見書（案）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堤 豊君） 日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり

閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堤 豊君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（堤 豊君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて、令和7年第1回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆様ご苦労さまでした。

閉会 午前11時58分